

職場におけるハラスメント対策について

職場におけるパワーハラスメント対策が

令和2年6月1日から大企業の義務になりました！

令和4年4月1日からは中小企業も義務！！



厚生労働省 茨城労働局

2

本日の説明内容

- ▶ 1. 茨城労働局管内における個別労働紛争に係る
主な相談件数
- ▶ 2. 職場におけるハラスメントの内容
- ▶ 3. 事業主の責務
- ▶ 4. 各関連法律の施行日
- ▶ 5. 【参考】お知らせ・お役立ち情報

「働き方改革」について (労働時間 有給 最低賃金等)

2021年 9月 17日

茨城働き方改革推進支援センター
野坂 英之

◆中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（猶予廃止）

中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（25%→50%）について、令和5年4月より猶予を廃止し、50%以上の割増賃金率の支払いを義務づけ。

(現在)
月60時間超の残業割増賃金率大企業は50%
中小企業は25%

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	60時間以下	60時間超	大企業 25%	中小企業 25%
			50%	25%

(改正後)
月60時間超の残業割増賃金率大企業、中
小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	60時間以下	60時間超	大企業 25%	中小企業 25%
			50%	50%

日立労働基準監督署

令和3年9月17日

日立鉄工会講習会 県内、市内の労働災害の現状

